四　他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
五　特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
六　前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報
（情報の聴取が困難な場合）

第二十条の四　法第三十七条の三第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　ＶＨＦ無線電話を備えていない場合
二　電波の伝搬障害等によりＶＨＦ無線電話による通信が困難な場合
三　他の船舶等とＶＨＦ無線電話による通信を行つている場合
（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

第二十条の五　法第三十七条の四第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

第二十三条の二第一項中「総トン数一万五千トン」を「長さ百九十メートル」に改め、「にあつては」の下に「、総トン数」を加え、「入航しようとするときは鹿島水路入口付近に達する予定時刻を、鹿島水路を航行して鹿島港を出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は鹿島港を出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては鹿島水路入口付近に達する予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事項」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第二十四条第一項中「総トン数一万トン」を「長さ百四十メートル」に改め、「にあつては」の下に「、総トン数」を加え、「又は市原航路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻を、千葉航路又は市原航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「前二項」を「前項」に、「予定時刻」を「事項」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、市原航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

第二十九条第二項中「にあつては千トン」を「にあつては、千トン」に、「、東京西航路又は横浜航路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻を、東京東航路、東京西航路又は横浜航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「又は東京西航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第三項中「又は川崎航路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻を、川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときを除く。）又は鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「若しくは川崎航路を航行して入航し、又は川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときを除く。）、若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に、「予定時刻」を「事項」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

第二十九条の三第一項中「五千トン」を「、五千トン」に、「入航しようとするときは東水路入口付近に達する予定時刻を、東水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「五千トン」を「、五千トン」に、「入航しようとするときはそれぞれ当該水路入口付近に達する予定時刻を、次に掲げる水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第三項中「予定時刻」を「事項」に改める。

第二十九条の五第一項中「入航しようとするときは当該航路入口付近に達する予定時刻を、第一航路又は午起航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は第一航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては第一航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「予定時刻」を「事項」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第三十三条第一項中「入航しようとするときは木津川運河入口付近に達する予定時刻を、大船橋以西の木津川運河を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては木津川運河入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第二項中「入航しようとするときは南港水路入口付近に達する予定時刻を、南港水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第三項中「又は堺泉北第三区に入航しようとするときは堺水路入口付近に達する予定時刻を、堺水路を航行して堺泉北第二区又は堺泉北第三区を出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「若しくは堺泉北第三区に入航し、又は堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区を出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては堺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第四項中「入航しようとするときは浜寺水路入口付近に達する予定時刻を、浜寺水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては浜寺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）」に改め、同条第五項中「千トン」を「、千トン」に、「入航しようとするときは神戸中央航路入口付近に達する予定時刻を、神戸中央航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻」を「入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とし、出航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とする。）」に改め、同条第六項中「予定時刻」を「事項」に改める。